文化事業に対する名義後援の取扱について

長崎県文化団体協議会

1　名義後援基準

長崎県文化団体協議会は、次に掲げる基準の（１）、（２）のいずれにも該当する文化事業について、その後援名義の使用を承認することができます。

ただし、営利目的、政治的又は宗教的意図で実施される事業を除きます。

（１）事業の内容及び規模

次のいずれかに該当する文化事業であることが必要です。

①　本県の文化振興に明らかに役立ち、広く県民を対象とする公益性の高い事業のうち、広域的に実施される事業。

②　本県の歴史や文化、芸術等の魅力を県外において発信する事業で、当協議会が必要と認めるもの。

（２）主催者・団体

次のいずれかに該当し、かつ公序良俗に反する恐れのない団体等及びその関係団体等でないもの。

①　長崎県文化団体協議会の加盟団体
②　長崎県新人演奏会において優秀賞、奨励賞を受賞した者
③　国、地方公共団体並びにこれらに準じるもの
④　学校
⑤　報道機関
⑥　公益的性格を有し、当該事業を遂行する能力が十分であると判断される文化団体等（各分野における特定の流派又は会派の社中及びいわゆる教室等を除く。）
⑦　その他、必要と認めた団体

2　申請・承認手続き

後援等の承認を受けようとする者は、後援名義使用承認申請書（様式第１号）または次に掲げる事項を記載した申請書に、必要な添付書類を添えて、原則として後援を受けようとする事業の開催予定の１ヵ月前までに提出してください。

（１）申請書への記載事項

①　事業の名称、目的及び内容
②　主催者及び事務局等連絡先
③　開催日時（期間）及び場所
④　参加対象及び参加見込数
⑤　他に後援を行う者（予定も含む）
⑥　入場料、参加料、出品料等の徴収費用
⑦　過去３年間の長崎県文化団体協議会の後援名義使用の実績

（２）必要な添付書類

① 実施要項等（チラシ、パンフレット原稿でも可）

② 収支予算書

③ 団体規約（※）

④ 会則及び役員名簿（※）

（※）長崎県文化団体協議会の加盟団体、国、地方公共団体、学校は提出不要。
長崎県新人演奏会受賞者で、書類提出が困難な場合は、個別にご相談ください。

（３）承認の諾否

適正な申請を受理したときは、様式第２号により承認の諾否について、事業の主催者に通知します。

３ 後援等の承認をするにあたって、必要により次の各号に掲げる条件を付すものとします。

（１）承認した事業開催目的の趣旨に反する活動及び行為は一切行わないこと。
（２）承認後に、当初の計画に変更があった場合は、直ちに届け出ること。
（３）ポスター・チラシ等ができたら、速やかに提出すること。
（４）行事の実施上、後援等にふさわしくない行為があったときは、承認を取り消すことがあること。

４ 次の各号の一に該当すると認めるときは、後援等の承認を取り消すことができます。

（１）承認の基準に該当しなくなった場合
（２）承認にあたって付した条件に違反した場合
（３）その他後援等を行うにふさわしくない事態が生じた場合

付則

この規定は、令和４年１１月２４日から適用する。